

Prof° Okabe Rikuaki

Infinity

R6.1.9

進路通信24

Recebemos o aviso desta ajuda recentemente, e a data limite para a inscrição é o dia 24 (sex) de janeiro às 12:00 hs. A família que deseja receber a ajuda e se enquadra nas condições, deverá providenciar os documentos e se inscrever através do formulário digital.

セーブ・ザ・チルドレン
子ども給付金
新入学サポート **2025**

【募集要項】

～子どもの学ぶ権利を保障するために、新入学に関わる費用の一部を給付します(対象条件有)～

- 【募集人数】 新中学1年生 / 新高校1年生 計 1,000人
【給付内容】 新中学1年生 3万円 / 新高校1年生 5万円 (返還不要)
【申請受付期間】 2025年1月9日(木)正午～2025年1月24日(金)正午

※原則オンラインでの申請となります。やむを得ない事情がある場合のみ郵送を受け付けます。郵送の場合は2025年1月24日(金)必着となります。消印有効ではありませんのでご注意ください。郵送をご希望の場合は問い合わせフォームより問い合わせください。

※申請フォームは1月9日(木)正午より公開します。

※申請期間を過ぎた場合は、どのような理由があっても受け付けることはできません。

※何らかの事情で保護者が申し込むことが難しい場合は、支援者の方など、代理での申し込みを受け付けています。

【対象者】

以下の要件 1, 2, 3 すべてにあてはまる新中学1年生または新高校1年生の子ども

1. 申請時に日本国内に居住し、2025年4月に日本国内の中学校、高校などに進学予定

※生活保護受給世帯および、2025年4月以降社会的養護下で生活する予定の子どもは対象外です。

※学校は、国公立(県立・市立など)および私立、特別支援学校、通信制・定時制高等学校、中等教育学校、高等専門学校などの学校(一条校:学校教育法第一条に該当する学校をさす)に加え、一条校以外の各種学校、外国人学校、フリースクールも含まれます。

※新高校1年生は、2007年(平成19年)4月2日以降に生まれ、初めて高校などに入学する子どもが対象です。

2. 子どもの保護者の年間所得額がセーブ・ザ・チルドレンの設定する目安額程度で卒業・入学に関わる費用を用意することが難しい

※子どもの保護者の年間所得額は、2024年度(令和6年度)課税証明書記載の所得項目(令和5年分)の金額(就労収入や不動産収入・株式投資など不労所得などの課税所得)に、遺族年金・障害年金・その他公的年金、失業給付金、傷病手当給付金を合計した額で、ひとり親世帯の場合は1人分、ふたり親世帯の場合は2人分合計した額です。

■セーブ・ザ・チルドレンが設定する目安額 (保護者が遺族年金、障害年金を受給している場合は目安額が異なります。)

保護者と子どもの合計人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
目安額	135万円	147万円	183万円	221万円	259万円	297万円	335万円	373万円	411万円

*子どもとは、保護者が扶養している人をさします。同居している祖父母やおじおば、扶養していない子どもは人数に含めません。

*保護者が遺族年金、障害年金を受給している場合の目安額

ひとり親の場合	子ども1人	子ども2人	子ども3人	子ども4人	子ども5人	子ども6人	子ども7人	子ども8人	子ども9人
	189万円	214万円	263万円	314万円	365万円	416万円	467万円	517万円	568万円

ふたり親の場合	子ども1人	子ども2人	子ども3人	子ども4人	子ども5人	子ども6人	子ども7人	子ども8人	子ども9人
	201万円	250万円	301万円	352万円	403万円	454万円	505万円	555万円	606万円

※保護者が課税される公的年金のみを受給している場合は「セーブ・ザ・チルドレンが設定する目安額」の表を確認してください。

※子どもの保護者の年間所得が上記の目安額内であっても、収入と所得の差が著しい場合は対象外となる場合があります。

※2024年に家計が急変して目安額内となった世帯は対象となる場合があります。必要書類については個別にお問い合わせください。

3. 生活状況がAからHのいずれかにあてはまる

- 対象の子ども本人、または、保護者に障害がある
- 対象の子ども本人または保護者が特定疾病を罹患し、小児慢性特定疾病医療費受給者証または特定医療費受給者証を保有している
- 対象の子ども本人がきょうだいに養育されているなど家庭環境に事情がある
- 家庭内暴力により避難し、避難を継続している
- 障害年金または遺族年金の受給がなく2022年と2023年の保護者の年間所得が目安額の1/2以下である
- 対象の子ども本人が日本語を母国語とせず、日常生活を送るうえで日本語によるコミュニケーションが困難な状況で支援を受けている
- 対象となる子ども、または、保護者の在留資格が不安定・無国籍といった理由で公的支援が利用できない
- A-G以外の理由で生活上相当な配慮が必要な状況にある

※Hで申請いただいた場合、内容によっては審査対象とならない場合があります。

【必要書類】

1. 住民票(子どもが記載されている世帯の全員分)(必須)

※続柄必要(省略不可)、発行日が2025年1月1日以降、マイナンバー不要。子どもが単身で住民票の世帯主になっている場合は個別にお問い合わせください。

2. 子どもの保護者の2024年度(令和6年度)市民税・都道府県民税所得課税証明書(全部事項証明)(必須)

※年間収入・所得金額・所得控除額・扶養控除などの内訳が表示されている全部事項証明に限りです。

※マイナポータルの画面は不可です。

※ひとり親家庭の場合は1人分、ふたり親家庭の場合は2人分必要です。

3. 児童扶養手当証書 または ひとり親家庭医療証 (お持ちの方 必須)

※世帯構成を確認するために、児童扶養手当証書またはひとり親家庭医療証をお持ちの方はご提出ください。

※ご提出がない場合、保護者人数分の課税証明書がそろっているか判断できず、対象外となる場合もあります。実質ひとり親家庭の場合は、いつからどのような状況でひとり親であるかを申請フォームにてお知らせください。

4. 最新の障害年金 または 遺族年金 改定通知書 (保護者が障害年金・遺族年金を受給している場合 必須)
5. 傷病手当金支給通知書・労働保険の休業補償支給決定通知書(お持ちの方 必須)
※2023年に保護者が傷病手当給付金・労働保険の休業補償を受け取られた場合は必ずご提出ください。
6. 雇用保険受給資格証(お持ちの方 必須)
※2023年に保護者が失業給付金を受け取られた場合は、必ずご提出ください。受給した総額がわかる画が必要です。
7. 生活状況の確認書類(下記いずれか 1 点)(必須)

「A. 対象の子ども本人、または、保護者に障害がある」にあてはまる方		
・障害者手帳	・精神障害者福祉手帳	
・療育手帳	・特別支援学校(学級)への在学(在籍)がわかる書類	
「B. 対象の子ども本人または保護者が特定疾病を罹患し、小児慢性特定疾病医療費受給者証または特定医療費受給者証を保有している」にあてはまる方		
・小児慢性特定疾病医療費受給者証	・特定医療費受給者証	
「C. 対象の子ども本人がきょうだいに養育されているなど家庭環境に事情がある」にあてはまる方		
・子ども本人の医療証		
「D. 家庭内暴力により避難し、避難を継続している」にあてはまる方		
・保護命令書	・被害届	・施設への入居証明
「E. 障害年金または遺族年金の受給がなく 2022 年と 2023 年の保護者の年間所得が目安額の 1/2 以下である」にあてはまる方		
・2023 年度(令和 5 年度)市民税・都道府県民税所得課税証明書(全部事項証明、令和 4 年分の所得)		
「F. 対象の子ども本人が日本語を母国語とせず、日常生活を送るうえで日本語によるコミュニケーションが困難な状況で支援を受けている」にあてはまる方		
・日本語指導を受けていることがわかる書類		
「G. 対象となる子ども、または、保護者の在留資格が不安定・無国籍といった理由で公的支援が利用できない」に当てはまる方		
・仮放免許可証 *仮放免の方は仮放免許可証をもって住民票・課税証明書とみなします		
・難民申請中とわかる書類	・在留資格が不安定とわかる書類	
「H. A-G以外の理由で生活上相当な配慮が必要な状況にある」にあてはまる方		
・書類不要(Hを選択した場合、理由によっては対象とならない場合があります。)		

【オンライン申請の方法】

対象条件に合っているかを確認の上、申請に必要な書類を準備してください。

その後、申請フォームに必要事項を入力し、申請期間中に必要書類のデータを添付して送信してください。(申請締め切り **2025 年 1 月 24 日(金)正午**)

申請フォームはこちら：<https://bit.ly/4glBULi>

※申請フォームは 1 月 9 日(木)正午より公開します。



【結果のご連絡】

申請内容と提出書類をもとに審査し、結果をメールにてご連絡いたします。（2025年2月下旬を予定）

振込口座の登録方法は給付対象となられた方に別途お伝えいたします。（2025年3月中に振込予定）

【申請にあたっての留意・注意事項】

◆本給付金の目的

「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート 2025～」は、セーブ・ザ・チルドレンの日本における子どもの貧困問題解決事業の一環として行います。子どもたちが経済的な不安なく安心して新入学の時期を過ごせるように卒業・新入学の時期にかかる就学費用の一部をサポートするものです。また、本給付金を通じて把握できたことを社会啓発・政策提言・広報活動などに活用し、すべての子どもたちの学びの環境や生活をより良くする施策の実現を目指します。

◆申請内容・書類について

申請内容・書類に虚偽があった場合は、給付金を返還していただく場合があります。

◆審査について

提出書類と申請内容に基づき審査を行います。対象に当てはまっても申請数が定員数を上回る場合は審査に基づき給付者を決定いたします。申請数が定員に満たない場合でも、審査の結果によって給付することができない場合があります。申請状況や審査の詳細については一切お答えできかねますので、あらかじめご了承ください。

◆他の奨学金との併用について

セーブ・ザ・チルドレン以外の奨学金や公的制度（高校生等奨学給付金、就学援助など）との併用は可能です。

◆アンケート・インタビューの依頼について

給付が決定した方には、セーブ・ザ・チルドレンのアンケートやインタビューなどへのご協力をお願いする場合があります。その際には改めてご協力の可否について確認させていただきます。

◆個人情報の保護について

セーブ・ザ・チルドレンは、活動を通じて取得した全ての個人情報の重要性を認識し、当法人の「プライバシーポリシー」に基づき、個人情報保護法をはじめとする関係法令および関連ガイドラインを遵守して、個人の権利保護に努めます。申請時に取得した個人情報は、本給付金の実施に必要な連絡・手続き、セーブ・ザ・チルドレンが行う他の活動や利用可能なサービスなどの申請者への情報提供、アンケート・インタビュー調査実施などに利用し、当法人が責任を持って管理・保管します（保管期限は給付終了後5年）。申請者の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。なお、申請情報の翻訳や集計に関して、当法人が業務委託契約を結んだ専門家や企業などに、内容の取り扱いを委託する場合がありますが、この場合にも、皆様の個人情報は当法人の個人情報保護原則のもとで保護されます。また、申請情報や集計結果を活動報告・社会啓発・政策提言・広報活動など当法人の活動に使用することがありますが、個人が特定される形で公表されることは一切ありません。

当法人のプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。 <https://www.savechildren.or.jp/privacy-policy/>

【申請に関する問い合わせ先】

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 新入学サポート 2025 担当

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4 階

問い合わせフォーム: <https://bit.ly/3ZMzKya>



Email: japan.kodomo-support2025@savechildren.or.jp

※日本語、英語以外の言語での問い合わせは、時間を要することがあります。

セーブ・ザ・チルドレンについて

セーブ・ザ・チルドレンは、日本を含む世界約120ヶ国で子ども支援活動を行う、民間・非営利の国際組織です。子どもの権利が実現された世界を目指し、100年にわたり活動しています。国内事業は2011年3月に東日本大震災発生以降、岩手・宮城・福島県で、2015年末まで復興支援活動を実施。2016年より東北沿岸部や災害の影響を受けた地域を中心に、就学に関わる費用の負担軽減を目指し、就学費用の一部を提供する子ども給付金を行って来ました。6年間に合計8,200人を超える子どもたちに給付を行い、新入学や進級、高校生活の継続を支えてきました。新入学に関わる就学費用の給付金は2022年より対象を全国に広げて実施し、2023年は979人に、2024年は995人に給付しました。